

日薬業発第536号
令和3年3月26日

都道府県薬剤師会
学術関係担当役員 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の
制定について（通知）



平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり、『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下「生命・医学系指針」）』制定に関する通知がございましたので、お知らせいたします。

生命・医学系指針は、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（以下「ゲノム指針」）」と「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（以下「医学系指針」）」の両指針の見直しにより、医学系指針の規定内容を基本として両指針が統合されたもので、適用される研究領域の名称は「生命科学・医学系研究」とされています。生命・医学系指針は、令和3年3月23日告示、同年6月30日より施行となり、それに伴い、ゲノム指針及び医学系指針は、同年6月30日を限りに廃止されます。

つきましては、通知文及び生命・医学系指針の全文を添付ファイルにてお送りいたしますので、貴会会員にご周知下さるとともに貴会研究倫理審査委員会等での活用をお願い申し上げます。

<添付ファイル>

-  「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の制定について
-  「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」全文